

○市貝町住宅リフォーム支援補助金交付要綱

平成30年3月27日

告示第17号

改正 平成31年3月15日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の居住環境の向上及び住宅関連産業を中心とする町内産業の活性化を図るため、町民が町内業者を利用して行う住宅のリフォーム工事等に要する費用の一部を補助することについて、市貝町補助金等交付規則（昭和51年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 自己の居住の用に供する建築物

イ 店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分と自己の居住の用に供する部分がある建築物（以下「併用住宅」という。）にあっては、自己の居住の用に供する部分

(2) リフォーム工事等 既存の住宅の安全性、耐久性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う住宅の増築、改築等の工事であって別表第1に掲げるものをいう。

(3) 町内業者 リフォーム工事を施工することができる町内に本社、支社等を有する法人又は町内で事業を営む個人事業者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく町の住民基本台帳に記録されている者に限る。）であって、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 町の入札参加資格者名簿に登録されている者

イ 町の小規模工事等契約希望者制度に登録されている者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) リフォーム工事等を行う住宅の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族で、現に当該住宅に居住している者。ただし、当該住宅の所有権を有する者（以下「所有権者」

という。)が自己の他に複数いる場合は、当該住宅の所有権者全員によって合意された代表者とする。

- (3) 補助金交付申請時において、当該住宅に居住している者全員に町税等及び公共料金の滞納がない者。なお、所有権者が複数で当該住宅に居住していない場合も、その全員に滞納がないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 町内に存する住宅であり、現に居住の用に供するもの
- (2) 補助金交付申請時において、建築後10年以上を経過しているもの
- (3) 賃貸を目的としないもの

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付の対象となるリフォーム工事等(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 町内業者が施工する工事で、補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の合計額(以下「補助対象費用」という。)が20万円以上であること。ただし、別表第2に掲げる費用を除く。
- (2) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により生じる被害をいう。)により被災した住宅の修繕を目的とする工事でないこと。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法律に違反しない工事であること。

2 次のいずれかに該当する工事は、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事
- (2) 補助対象者が、自ら工事関連資材を購入し施工する工事
- (3) その他町長が不相当と認める工事

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象費用の100分の20に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅であって屋根及び外壁その他建築物全体に係る補助対象工事を行うときの補助金の額は、当該補助対象費用に住宅部分の床面積を建築物全体の床面積で除して得た値を乗じて算出された額の100分の20に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

3 第2項の補助金は、同一補助対象住宅及び同一補助対象者について1回を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に市貝町住宅リフォーム支援補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、変更又は中止の申請を行うときは、市貝町住宅リフォーム支援補助事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に第7条に掲げる書類のうち町長が指示する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請により交付決定の内容を変更したときは、市貝町住宅リフォーム支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、中止を認めるときはその旨を交付決定通知者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、市貝町住宅リフォーム支援補助事業完了実績報告書（様式第5号）に別表第4に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告は、補助対象工事の完了日から30日以内又は当該交付決定の日の属する年度の2月末日いずれか早い日までに行わなければならない。

(額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定により提出された報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該補助対象工事が適正に実施されていると認めたときは、補助金の交付額を確定し、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けた後、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付請

求書(様式第7号)に市貝町住宅リフォーム支援補助金交付額確定通知書の写しを添付し、町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全額又は一部を取消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付決定取消し通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、市貝町住宅リフォーム支援補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成30年4月1日から適用する。

改正文(平成31年3月15日告示第9号)抄

平成31年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

工事の種類	工事の内容	備考
増築工事	既存の住宅部分に加えて新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事。ただし、既存の住宅が存する敷地に別の住宅を新築する工事を除く。	工事に付帯する実施設計業務及び工事監理業務を含む
改築工事	既存の住宅部分の一部を取り壊し、その部分に住宅部分を改めて建築する工事	
減築工事	既存の住宅の一部を取り壊し、住宅の床面積を減少させる工事	

改修工事	既存の住宅の全部又は一部を模様替え又は修繕する工事で、次に掲げるもの (1) 住宅の安全性を高める工事 (2) 住宅の耐久性を高める工事 (3) 住宅の居住性を高める工事 (4) 住宅の機能性を高める工事 (5) 地域の特性に応じた工事 (6) その他町長が必要と認める工事	
------	--	--

別表第2（第5条関係）

(1)	市貝町木造住宅耐震改修等補助金交付要綱（平成20年告示第44号）に基づく耐震改修等工事費補助金の交付を受ける場合は、耐震改修等工事費（当該耐震改修等の設計費及び工事費及び工事監理費を含む。）に要する費用
(2)	市貝町障害者日常生活用具給付事業実施要項（平成18年告示第41号）の交付を受けて住宅を改修する場合は、その対象工事に要する費用
(3)	市貝町老人日常生活用具給付事業実施要項（平成2年告示第28号）の交付を受けて住宅を改修する場合は、その対象工事に要する費用
(4)	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費の支給を受ける場合は、その住宅改修に要する費用
(5)	市貝町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成22年告示第22号）に基づく補助金を受ける場合は、設置に要する費用
(6)	市貝町合併浄化槽設置費補助金交付要綱（昭和63年告示第23号）に基づく補助金の交付を受ける場合は、設置に要する費用

別表第3（第7条関係）

添付書類の種類		備考
(1)	住宅リフォーム工事等計算書	
(2)	住民票	
(3)	家屋所有証明書又は納税通知書又は登記事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの
(4)	町税等の完納証明書	同居する18歳以上の世帯全員（学生は除く）
	住宅リフォーム工事等に係る図面	

(5)	・位置図（住宅地図等を使用したもの）	
	・平面図（補助対象部分と非対称部分を明示した図面）	軽微なものは省略できる
(6)	住宅リフォーム工事等に係る写真 ・2面以上の住宅全体の外観写真 ・住宅リフォーム工事部分の施工前の現況写真	
(7)	住宅リフォーム工事等に係る見積書の写し ・工事費見積書 ・設計委託費見積書 ・工事監理費見積書	・町内業者が見積もったものに限る ・補助部分と非対称部分を明らかにしたもの

別表第4（第10条関係）

添付書類の種類		備考
(1)	住宅リフォーム工事等に係る契約書（請書）の写し ・工事請負契約書 ・設計業務委託契約書 ・工事監理業務委託契約書	
(2)	住宅リフォーム工事等に係る請求書の写し ・工事代金請求書 ・設計業務委託代金請求書 ・工事監理業務委託代金請求書	補助対象部分と非対称部分を明らかにしたもの
(3)	住宅リフォーム工事等に係る領収書又は振込依頼書の写し ・工事代金の領収書又は振込依頼書 ・設計業務委託代金の領収書又は振込依頼書 ・工事監理業務委託代金の領収書又は振込依頼書	
(4)	住宅リフォーム工事等に係る部分の施工中及び施工後の写真	
(5)	建築基準法第7条又は第7条の2の規定による検査済証	必要な場合 (10m ³ 以上の増改築)
(6)	その他町長が必要と認めるもの	

(表)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

市貝町長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

電話番号

市貝町住宅リフォーム支援補助金交付申請書

年度において住宅リフォーム支援補助金の交付を受けたいので、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助金対象住宅	所在地	市貝町大字	
	建築年月日	年 月 日 建築	
	住宅の種類別	・専用住宅 ・併用住宅 ・集合住宅	
	所有者	1 申請者に同じ 2 申請書の親族(申請者との関係:) 住所 氏 名 電話番号 ()	
補助対象工事	工事の種類		
	改修工事の場合の種類		
補助金交付申請額		金 円	
補助金対象工事費		金 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	
交付申請額の算出方法		別紙による。	
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで	

(裏)

(添付書類)

- 1 町内に住所を有していることが確認できる書類

☐続柄の記載された住民票

- 2 住宅リフォーム工事等を行う住宅を所有していることが確認できる書類

(次のいずれかの書類)

☐家屋所有証明書 ☐納税通知書 ☐登記事項証明書

- 3 徴税等を完納していることを証明する書類 (次に該当するもの)

(居住者全員のもの及び所有者が複数の場合は所有者全員のもの)

☐町民 ☐固定資産税 ☐軽自動車税 ☐国民健康保険税 ☐介護保険料

☐後期高齢者医療保険料

- 4 住宅リフォーム工事等に係る図面 (次のすべての図面)

☐位置図 (住宅地図に対象住宅の位置を明示したもの)

☐平面図等 (住宅部分と住宅以外の部分がわかるもの、及び住宅リフォーム工事等の内容が確認できる図面)

- 5 住宅リフォーム工事等に係る現況写真

☐住宅リフォーム工事等を行う住宅の2方面以上からの全景写真

☐住宅リフォーム工事等を行う部分の施工前の状況写真

- 6 住宅リフォーム工事等に係る見積書の写し (補助対象となるすべての経費)

☐工事費 ☐設計料 ☐工事監理料

- 7 建築基準法 (昭和25年法律第100号) 第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し (10㎡を超える増築又は改築の場合に限る。)

- 8 その他町長が必要と認める書類

同意書

私は、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付申請にあたり、町職員が工事の内容の確認を行うために敷地内に立ち入ることに同意します。

年 月 日

市貝町長

様

氏名 _____ 印

様式第2号（第8条関係）

市貝町指令 第 号

住 所 市貝町大字
氏 名

市貝町住宅リフォーム支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度市貝町住宅リフォーム支援補助金について、次のとおり決定したので、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

市貝町長



1 補助金の名称 市貝町住宅リフォーム支援補助金

2 決定区分 交付 ・ 不交付

3 交付決定額 金 円

（不交付の理由）

4 交付条件等

(1) この補助金は、住宅リフォーム工事等以外の目的に使用してはならない。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

市貝町長 様

申請者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

市貝町住宅リフォーム支援補助事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付け市貝町指令 第 号で決定のあった 年度市貝町住宅リフォーム支援補助事業について、次のとおり変更（中止）したいので、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 補助金交付決定年月日及び番号

年 月 日 市貝町指令 第 号

2 変更（中止）の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 中止予定年月日

年 月 日 予定

様式第4号（第9条関係）

市貝町指令 第 号

住 所 市貝町大字
氏 名

市貝町住宅リフォーム支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け市貝町指令 第 号で交付決定した
年度市貝町住宅リフォーム支援補助金については、次のと
おり変更交付決定したので、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付要
綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

市貝町長

印

1 補助金の名称 市貝町住宅リフォーム支援補助金

2 変更後の交付決定額 金 _____ 円

3 変更前の交付決定額 金 _____ 円

4 変更増減額 金 _____ 円

5 補助事業の実施期間

	変 更 前	変 更 後
着 手	年 月 日	年 月 日
完了予定	年 月 日	年 月 日
実施期間	日間	日間

6 交付条件等

- (1) この補助金は、住宅のリフォーム工事等以外の目的に使用して
はならない。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

市貝町長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

電話番号

市貝町住宅リフォーム支援補助事業完了実績報告書

年 月 日付け市貝町指令 第 号で決定のあった 年度市貝町住宅リフォーム支援補助事業について、事業が完了したので、市貝町住宅リフォーム支援補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

対 象 住 宅 の 所 在 地		市貝町大字
工 事 期 間		年 月 日～ 年 月 日
補 助 金 交 付 決 定 額		金 円
補助対象額 (領収金額)	工 事 費	金 円
	設 計 者	金 円
	工事監理費	金 円
	合 計	金 円
施 工 業 者	所 在 地	
	名 称	TEL
	代 表 者	担当者:
設 計 者 ・ 工事監理者	所 在 地	
	名 称	TEL
	代 表 者	

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

市貝町指令 第 号

住 所 市貝町大字
氏 名

市貝町住宅リフォーム等支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度市
貝町住宅リフォーム等支援補助事業について、次のとおり補助金額を
確定したので、市貝町住宅リフォーム等支援補助金交付要綱第 1 1 条
の規定により通知します。

年 月 日

市貝町長



- | | | |
|---|-------------|------------------|
| 1 | 補 助 金 の 名 称 | 市貝町住宅リフォーム等支援補助金 |
| 2 | 交 付 決 定 額 | 金 _____ 円 |
| 3 | 交 付 確 定 額 | 金 _____ 円 |
| 4 | 変 更 増 減 額 | 金 _____ 円 |

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

市貝町長 様

申請者 住 所 〒

氏 名

電話番号

市貝町住宅リフォーム等支援補助金交付請求書

年 月 日付け市貝町指令 第 号をもって通知のあった、 年度市貝町住宅リフォーム等支援補助金について、次のとおり交付されるよう、市貝町住宅リフォーム等支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により請求します。

請 求 額 金 円

（添付書類）

市貝町住宅リフォーム等支援補助金交付額確定通知書の写し

振込先

振込先金融機関名	銀行・信用金庫 組合・農協・郵便局	本店 ・ 支店 出張所
口座番号	（ 普通 ・ 当座 ）	
（ふりがな）		
口座名義		

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

市貝町指令 第 号

住 所 市貝町大字
氏 名

市貝町住宅リフォーム等支援補助金交付決定取消し通知書

年 月 日付け市貝町指令 第 号で交付決定した 年度市貝町住宅リフォーム等支援補助金については、次のとおり補交付の決定を取消したので、市貝町住宅リフォーム等支援補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

市貝町長



取消しの理由

様式第9号（第13条関係）

市貝町指令 第 号

住 所 市貝町大字
氏 名

市貝町住宅リフォーム等支援補助金返還命令書

年 月 日付け市貝町指令 第 号で補助金額の
確定した（交付決定を取消した） 年度市貝町住宅リフォーム
等支援補助金については、次のとおり補助金の返還を命ずるので、市
貝町住宅リフォーム等支援補助金交付要綱第13条第3項の規定によ
り通知します。

年 月 日

市貝町長



- 1 返還すべき補助金の額 金 円
- 2 返還の期限 年 月 日
- 3 返還の方法
- 4 返還の理由

(別紙)

住宅リフォーム工事等計画書

所 有 者 (代表者) (※1)	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	住 所	〒 - ℥		
対象住宅の 概 要	所 在 地	市貝町大字		
	構造・階数	造 地上 階・地下 階		
	床 面 積	住宅部分(イ) m ²	住宅以外の部分 m ²	合 計(ロ) m ²
同時に行う 他 の 工 事	補 助 金 等	ア 木造住宅耐震改修等 イ 障害者日常生活用具給付等事業 ウ 老人日常生活用具給付等事業 エ 居宅介護住宅改修 オ 太陽光発電システム設置 カ 合併処理浄化槽設置		
設 計 者	所 在 地	〒 - ℥ 市貝町大字		
	名 称			
	氏 名			
工事監理者	所 在 地	〒 - ℥ 市貝町大字		
	名 称			
	氏 名			
施 工 者	所 在 地	〒 - ℥ 市貝町大字		
	名 称			
	氏 名			
補 助 対 象 経 費	(A) の 額	金 円 (内訳 別紙計算書による。)		
交 付 申 請 算 定 額	専 用 住 宅	(A)×1/2= 円 (※2)		
	併 用 住 宅	(A)×(イ)/(ロ)×1/2= 円 (※2)		

(※1) 所有者が複数の場合は、所有者全員の合意による代表者。

(※2) 算定額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、1,000 円未満を切り捨てた額とする。
算定額が 20 万円を超える場合は、20 万円を限度とする。

(裏)

(別紙計算)

補助対象経費計算書

工事費(見積額)		(A) =		金 円	
項 目	内 容	金 額		備 考	
		対象外	対 象		
小 計					
諸経費					
消費税相当額					
計					
対象額	(千円未満切捨て			=(ア)	
設計費(見積額)		(B) =		金 円	
対象額	$= (B) \times (\text{ア}) / (A)$			=(イ)	
工事監理(見積額)		(C) =			
対象額	$= (C) \times (\text{ア}) / (A)$			=(ウ)	
合 計	(ア)+(イ)+(ウ) =				

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第10条関係)

様式第 6 号 (第11条関係)

様式第 7 号 (第12条関係)

様式第 8 号 (第13条関係)

様式第 9 号 (第13条関係)

別紙